ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の体系

事業者

保管等の届出（第８条関係）
・毎年度、都道府県知事へ保管量等を届け出なければならない。

反映

紛失の防止

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）使用製品に係る措置（第１３条関係）
・ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業者が確実かつ適正な処理ついて都道府県へ協力。

協力

期間内の処分（第１０条関係）
・政令で定める期間（施行日より１５年以内）に処分するか又は処分を委託しなければならない。

譲渡し及び譲受けの制限（第１１条関係）
・脱法行為を防止するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けを制限。

国、都道府県

ＰＣＢ処理基本計画及び処理計画の策定（第６条、第７条関係）
・環境大臣はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定。
・都道府県、政令市は国の基本計画に即してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定。

保管等の状況の公表（第９条関係）
・都道府県は毎年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表。

総合的かつ計画的な施策の実施

改善命令（第１６条関係）
・環境大臣又は都道府県知事は、期間内の処分義務 に違反した場合に期限を定めて処分等を命令。

確 実 な 処 分

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（環境事業団法第３５条関係）
・環境事業団に基金を設置。
・環境大臣はポリ塩化ビフェニル製造者へ出えんを要請（第１５条関係）。
・政府、都道府県は基金に充てる資金を補助（環境事業団法第３６条関係）。

環境事業団による処理事業（環境事業団法第１８条関係）
・環境事業団は、広域的かつ適正な処理を図るためポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理及びそのための施設整備を行う。

ポリ塩化ビフェニル製造者

ＰＣＢを製造した者等の責務（第４条関係）
・国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

基金への出えん等の協力

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の確保